

○内閣府告示第二百六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百六十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十五年十一月二十九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 栃木県塩谷郡塩谷町
- 二 構造改革特別区域の名称 塩谷町教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 栃木県塩谷郡塩谷町の全域

○内閣府告示第二百六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第二百九十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十五年十一月二十九日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都新宿区
- 二 構造改革特別区域の名称 専門職育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都新宿区の全域